

## 既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性について

平成19年10月10日

経済産業省製造産業局

化学物質管理課化学物質安全室

昭和49年4月16日に施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」に関連し、当省では既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性についての安全性の点検を実施しているところである。

これまでの点検結果については、平成17年12月22日までに公表済みであるが、さらに平成18年12月までに別表1～4のとおり結果を得たのでその化学物質名称を公表する。

別表中の官報公示番号及びCAS番号については、利便性のため例示として掲載しているものであり、掲載した番号以外の番号が存在する場合がある。

なお、今回難分解性かつ高濃縮性であると判断される物質として公表する「2, 2', 6, 6'-テトラ-*tert*-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール」については、昭和54年12月20日に濃縮性が無いまたは低いと判断される物質として公表（公表名称は「ビス（3, 5-ジ-*tert*-ブチル-4-ヒドロキシフェニル）メタン」）したところであるが、再試験結果等により難分解性かつ高濃縮性であることが明らかとなったため、改めて公表するものである。

また、これまでに公表したもののうち誤りが明らかになったものについては、以下とおり修正して公表する。

- 1) 昭和53年12月12日に濃縮性が無い又は低いと判断される物質として公表した「1, 1-ジヒドロキシメチル-n-ブタノール」について、その名称を「2-エチル-2-ヒドロキシメチル-1, 3-プロパンジオール」に修正する。
- 2) 平成元年12月28日に分解性が良好と判断される物質として公表した「ジメチル=マロナート」について、その名称を「ジメチル=マレアート」に修正する。

## 試験方法等の概要

### (1) 試験方法：

「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（昭和49年7月13日総理府、厚生省、通商産業省令第1号）」に基づく「新規化学物質等に係る試験の方法について（平成15年11月21日薬食発第1121002号、平成15・11・13製局第2号、環保企発第031121002号）」等による。

### (2) 試験実施機関：

財団法人化学物質評価研究機構久留米事業所他国内化学物質G L P 適合試験施設

### (3) 試験結果の判定：

化学物質審議会審査部会での審議の上で判断しているが、その際、判断基準については「監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準（平成18年7月21日）」を参照されたい。

## 別表1

## 1. 難分解性ではないと判断される物質(3物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
3-1642	92-15-9	2'-メトキシアセトアセトアニリド
4-593	80-56-8	2, 6, 6-トリメチルピシクロ [3. 1. 1] ヘプター 2-エン
5-130	120-72-9	1 H-インドール

## 別表2

## 2. 難分解性であるが高濃縮性ではないと判断される物質(15物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-2012	14802-03-0	2-エチルヘキシル=水素= (2-エチルヘキシル) ホスホナート
2-1182 2-2659	2058-94-8	ペルフルオロウンデカン酸
2-2528	107-71-1	<i>tert</i> -ブチル=ペルオキシアセタート
2-2658	16517-11-6	ペルフルオロオクタデカン酸
3-46	1592-20-7	4-(クロロメチル) スチレン
3-526	1323-65-5	ジノニルフェノール
3-1100	3120-74-9	3-メチル-4-(メチルスルファニル) フェノール
4-212 4-218	21850-44-2	2, 2-ビス [3, 5-ジブromo-4-(2, 3-ジブromoプロポキシ) フェニル] プロパン
5-8	7417-99-4	<i>N, N'</i> - (メチレンジ-4, 1-フェニレン) ビス (アジリジン-1-カルボキサミド)
5-382	693-98-1	2-メチル-1 H-イミダゾール
5-777	826-36-8	2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン-4-オン
5-961	140-31-8	2-(ピペラジン-1-イル) エチルアミン
5-3688	2402-78-0	2, 6-ジクロロピリジン
9-764 9-2030	18375-66-1	<i>N</i> -オクタデシル-D-グルコンアミド
9-2190	16935-34-5	5-イソプロピルヒダントイン

## 別表3

## 3. 難分解性かつ高濃縮性であると判断される物質(12物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-2366	335-57-9	ペルフルオロヘプタン
2-2366	307-34-6	ペルフルオロオクタン
2-2658 2-2659	307-55-1	ペルフルオロドデカン酸
2-2658 2-2659	72629-94-8	ペルフルオロトリデカン酸
2-2658	67905-19-5	ペルフルオロヘキサデカン酸
2-2658	376-06-7	ペルフルオロテトラデカン酸
2-2658	141074-63-7	ペルフルオロペンタデカン酸
3-2835	52184-14-2	2, 4-ジ- <i>tert</i> -ブチル-6- [(2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール
3-3247	306-98-9	ペルフルオロ (1, 2-ジメチルシクロヘキサン)
4-39	118-82-1	2, 2', 6, 6'-テトラ- <i>tert</i> -ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール
5-71	335-36-4	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5-ヘプタフルオロ-5-(ペルフルオロブチル) オキソラン
5-71	40464-54-8	ヘプタフルオロ (ペルフルオロブチル) オキソラン

## 別表4

## 4. 難分解性と判断される物質(11物質)

官報公示番号	CAS番号	名称
2-61	110-56-5	1, 4-ジクロロブタン
2-1848	64440-88-6	$\mu$ - ( $N, N'$ -エチレンジカルバモジチオアト- $1 \kappa^2$ $S : 2 \kappa^2 S$ ) ビス [ ( $N, N$ -ジメチルカルバモジチオア ト- $\kappa^2 S$ ) 亜鉛 (II) ]
3-134	101-54-2	$N$ -フェニル-1, 4-フェニレンジアミン
3-540	17540-75-9	4- <i>sec</i> -ブチル-2, 6-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェ ノール
4-44	843-55-0	4, 4'-シクロヘキサン-1, 1-ジイルジフェノール
4-112	28768-32-3	$N, N, N', N'$ -テトラキス (オキシラン-2-イルメ チル) -4, 4'-メチレンジアニリン
4-1263	14233-37-5	1, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -9, 10-アントラ キノン
5-3090	509-34-2	3', 6'-ビス ( $N, N$ -ジエチルアミノ) -3 $H$ -スピ ロ [イソベンゾフラン-1, 9'-キサントレン] -3-オン
5-3790	382-28-5	2, 2, 3, 3, 5, 5, 6, 6-オクタフルオロ-4- (トリフルオロメチル) モルホリン
5-3860	1919-48-8	2, 4, 6-トリフェノキシ-1, 3, 5-トリアジン (5-ベンジル-3-フリル) メチル=2, 2-ジメチル- 3-(2-メチルプロパー-1-エン-1-イル) シクロプロ パンカルボキシラート